

柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（事業者向け）  
交付要綱

制定 令和 5年 5月12日

施行 令和 5年 5月12日

（目的等）

第1条 この要綱は、EV輸送車両等の導入又は事業所の脱炭素化を実施する者に対し、柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、輸送部門・事業所部門の脱炭素化を図り、もって地球温暖化の防止に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) EV輸送車両等 EV配達トラック、EV配達バイク又はEVバスをいう。
- (2) 事業所の脱炭素化 事務所又は事業所における既存照明のLED化、高効率空調の設置、太陽光発電設備の設置、EV車両等の導入、充電設備の設置又はZEBコンサルティングの実施をいう。
- (3) EV配達トラック EVトラックのうち、他人の需要に応じ、有償で、貨物を運送する事業の用に供するものをいう。
- (4) EV配達バイク EVバイクのうち、他人の需要に応じ、有償で、貨物を運送する事業の用に供するものをいう。
- (5) EVトラック 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 電気自動車であること。
  - イ 環境省が行う令和4年度以後の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）

の補助対象車両のうち環境配慮型先進トラックに該当するもの又は環境省が行う令和5年度以後の脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））のトラック（電気自動車）導入事業若しくはバン（電気自動車）導入事業の導入対象車両に該当するものであること。

(6) EVバイク 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 側車付二輪自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条第1項第4号に規定する側車付二輪自動車をいう。）

(イ) 原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、柏市税条例（昭和30年柏市条例第14号）に基づき原動機付自転車の標識を取り付けているものに限る。）

(ウ) 軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。）

イ 令和4年度以後に一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両に該当するものであること。

(7) EVバス 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 電気自動車であること。

イ 環境省が行う令和4年度以後の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）の補助対象車両のうち環境配慮型先進バスに該当するものであること。

(8) 電気自動車 電池によって駆動される電動機のみを原動機と

- し、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (9) 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された事務所又は事業所において電気が消費されるものをいう。
- (10) EV車両等 電気自動車、EVトラック、EVバイク又はEVバスをいう。
- (11) 充電設備 電気自動車等を充電するための装置又はV2H充放電設備（電気自動車等と事務所又は事業所の間で相互に電気を供給できる設備をいう。以下同じ。）をいう。
- (12) ZEBコンサルティング ZEBの実現に向けた基礎調査、計画策定等（ZEBの設計及びBELS申請を除く。）をいう。
- (13) ZEBプランナー 一般社団法人環境共創イニシアチブによりZEBプランナーとして登録されている法人をいう。
- （対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものとする。

- (1) EV輸送車両等の導入 次に掲げる要件を備えているものとする。
- ア 本市に事務所又は事業所を有していること（リースによりEV輸送車両等の導入をする場合のリース事業者を除く。）。イ EV配達トラック又はEV配達バイクにあつては、他人の需要に応じ、有償で、貨物を運送する事業を行うものであること。この場合において、当該事業について貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に基づく許可又は届出が必要な場合にあつては、当該許可を受け、又は届出を行っていること。
- ウ 本市の市税を滞納していないこと。
- エ EV輸送車両等の導入について契約し、費用の負担及び設備の所有をするものであること（所有権留保付きローン（残

価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)

オ リースによりEV輸送車両等の導入をする場合は、次の要件を満たすこと。

(ア) EV輸送車両等の導入をする者とリース事業者が共同で補助事業を行うものであること。

(イ) リース事業者は、EV輸送車両等の導入をする者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものであること。

(ウ) リース期間が第9条第1項に規定する期間以上の契約となっていること又はリース期間終了後にEV輸送車両等の導入をする者がEV輸送車両等を購入する契約となっていること。

カ EV輸送車両等の導入をする者が過去にこの要綱に基づくEV輸送車両等の導入の補助を受けていないこと。

(2) 事業所の脱炭素化 次に掲げる要件を備えているものとする。

ア 柏市との環境保全協定の締結者をもって組織する柏市環境保全協議会に加入し、令和4年度分の会費を負担しているものであること(リースによりEV輸送車両等の導入をする場合のリース事業者を除く。)

イ 本市の市税を滞納していないこと。

ウ 事業所の脱炭素化に係る設備の設置若しくは導入又はZEBコンサルティングの実施について契約し、費用の負担及び設備の所有をするものであること(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)

エ リースにより事業所の脱炭素化をする場合は、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業所の脱炭素化をする者とリース事業者が共同で補助事業を行うものであること。

(イ) リース事業者は、事業所の脱炭素化をする者から領収す

る月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものであること。

(ウ) リース期間が第9条第1項に規定する期間以上の契約となっていること又はリース期間終了後に事業所の脱炭素化をする者が事業所の脱炭素化に係る設備を購入する契約となっていること。

オ 事業所の脱炭素化をする者が過去にこの要綱に基づく事業所の脱炭素化の補助を受けていないこと。

2 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、別表第1のとおりとする。

（対象経費及び補助額）

第4条 補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）及び補助額は、別表第2のとおりとする。

（申請書添付書類）

第5条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 対象事業の概要

(2) 対象事業の経費の内訳が記載された見積書等の写し

(3) 対象事業に係る設備等（以下「補助対象設備等」という。）の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し（ZEBコンサルティングの実施を除く。）

(4) 補助対象設備等がEV配達トラック又はEV配達バイクである場合は、次に掲げる書類

ア 配達事業の概要書

イ 必要な許可を受け、又は届出をしていることを証する書類（許可又は届出が不要な場合は、その旨及びその理由を記載した書類）

(5) 事業所の脱炭素化（EV車両等の導入を除く。）にあつては、次に掲げる書類

ア 補助対象設備等の設置位置が確認できる図面及び工事着工前の現況写真（ZEBコンサルティングの実施を除く。）

イ 所有者の同意を証する書面（事務所又は事業所を第三者が所有している場合に限る。）

(6) 法人にあつては、登記事項証明書

(7) 本市の市税の納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納税状況の情報について市が公簿で確認することに同意しない場合に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。  
（交付の条件）

第6条 規則第4条第1項第6号に規定する市長が必要と認める事項は、補助金の対象となるEV輸送車両等及びEV車両等の外部から容易に確認できる箇所に、市長が別に定めるステッカーを貼付し、その写真を送付することとする。

（実績報告書添付書類）

第7条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 対象事業の概要

(2) 対象事業に係る契約書の写し（補助対象設備等の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備等の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）

(3) 対象事業の経費の支払いを証する書類・内訳書の写し（補助対象設備等の導入をリースで行う場合を除く。）

(4) 補助対象設備等の導入をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書及びリース事業者の登記事項証明書

(5) 補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類（EV輸送車両等の導入又はEV車両等の導入若しくはZEBコンサルティングの実施を除く。）

(6) 補助対象設備等の設置又は導入の状況が確認できる写真（ZEBコンサルティングの実施を除く。）

(7) EV輸送車両等又はEV車両等の導入にあつては、自動車検査証又は標識交付証明書の写し

(8) ZEBコンサルティングの実施にあつては、ZEBプランナーが作成したZEBコンサルティングの結果の資料

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

(実績報告書提出期間)

第8条 実績報告書の提出期限は、対象事業の終了後30日以内又は3月31日(同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)のいずれか早い日とする。

(処分の制限)

第9条 規則第17条に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に準じるものとする。

2 規則第17条第2号の機械及び重要な器具で市長が定めるものは、補助対象設備等(同号第1号に該当するものを除く。)とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月25日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 2 項）

区分		要件
E V 輸送車両等の導入		<p>1 補助金の交付の決定の日（以下「交付決定日」という。）以後に事業に着手するものであること。</p> <p>2 3 月末日（同日が本市の閉庁日の場合は，その直前の閉庁日）までに導入するものであること。</p> <p>3 新車として新たに購入するもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>4 自動車検査証又は標識交付証明書の使用の本拠の位置又は定置場が，柏市内の住所であること。</p> <p>5 E V 配達トラック又は E V 配達バイクにあっては，当該車両による主な配達エリアが柏市内であること。</p>
事業所の脱炭素化	共通（E V 車両等の導入及び Z E B コンサルティングの実施を除く。）	<p>1 交付決定日以後に事業に着手するものであること。</p> <p>2 3 月末日（同日が本市の閉庁日の場合は，その直前の閉庁日）までに補助対象設備等の設置工事を完了すること。</p> <p>3 市内の事務所又は事業所に設備を設置するものであること。</p> <p>4 補助対象設備等は未使用品であること。</p> <p>5 事務所又は事業所を第三者が所有している場合は，設備の設置について当該第三者の同意を得ているものであること。</p>
	既存照明の L E D 化	<p>1 環境物品等の調達に関する基本方針（令和 5 年 2 月 2 4 日変更閣議決定）に定める照明器具の判断の基準を満たすものであること。</p>



	<p>2 LED照明からLED照明への交換でないこと。</p>
高効率空調の設置	<p>環境物品等の調達に関する基本方針に定めるエアコンディショナー若しくはガスヒートポンプ式冷暖房機又は公共工事の資材における空調用機器の判断の基準を満たすものであること。</p>
太陽光発電設備の設置	<p>太陽光発電設備を設置するものであること。</p>
EV車両等の導入	<p>1 交付決定日以後に事業に着手するものであること。</p> <p>2 3月末日（同日が本市の閉庁日の場合は、その直前の閉庁日）までに導入するものであること。</p> <p>3 市内の事務所又は事業所の業務において使用するものであること。</p> <p>4 新車として新たに購入するもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>5 自動車検査証又は標識交付証明書の使用の本拠の位置又は定置場が、柏市内の住所であること。</p> <p>6 EV車両等のうち電気自動車にあっては、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
充電設備の設置	<p>国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているV2H充放電設備又は充電設備であること。</p>
ZEBコン	<p>1 交付決定日以後に事業に着手するもので</p>

	サルティン グの実施	<p>あること。</p> <p>2 3月末日（同日が本市の閉庁日の場合は、その直前の閉庁日）までに事業が完了するものであること。</p> <p>3 市内の事務所又は事業所のZEB化を目的とするものであること。</p> <p>4 事務所又は事業所を第三者が所有している場合は、ZEB化について当該第三者の同意を得ているものであること。</p>
--	---------------	--

別表第2（第4条）

区分	設備等	対象経費	補助率	上限額
E V 輸送 車両 等の 導入	E V 配達ト ラック	車両の購 入費	対象経費の 2分の1	(1) (2) 以外 30万円
	E V 配達バ イク			1台当たり10万円
	E V バス			1台当たり8万円
事業 所の 脱炭 素化	既存照明の LED化	設備の購 入費及び 工事費	対象経費の 2分の1	50万円
	高効率空調 の設置			50万円
	太陽光発電 設備の設置			1kW当たり5万 円
	E V 車両等 の導入	車両の購 入費	対象経費の 2分の1	(1) 電気自動車 1台当たり10 万円 (2) E V トラック 又はE V バス 1台当たり30 万円

				(3) E V バイク 1 台当たり 8 万 円
	充電設備の 設置	設備の購 入費及び 工事費	対象経費の 2分の1	(1) V 2 H 充放電 設備 1 基当た り 1 0 万円  (2) その他の充電 設備 1 基当た り 5 万円
	Z E B コン サルティン グの実施	委託料	対象経費の 2分の1	5 0 万円

備考

- 1 補助額は対象経費に補助率を乗じて得た額とし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除するものとし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 E V 輸送車両等の導入のうち、E V 配達トラック（バンを除く。）又は E V バスは同一の申請者につき 1 台を、E V 配達トラック（バンに限る。）は同一の申請者につき 3 台を申請の上限とする。
- 4 E V 配達トラックのうち、バンとは、環境省が行う令和 5 年度以後の脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））のバン（電気自動車）導入事業の導入対象車両に該当するものをいう。
- 5 事業所の脱炭素化は、1 法人当たり 5 0 万円を上限とする。